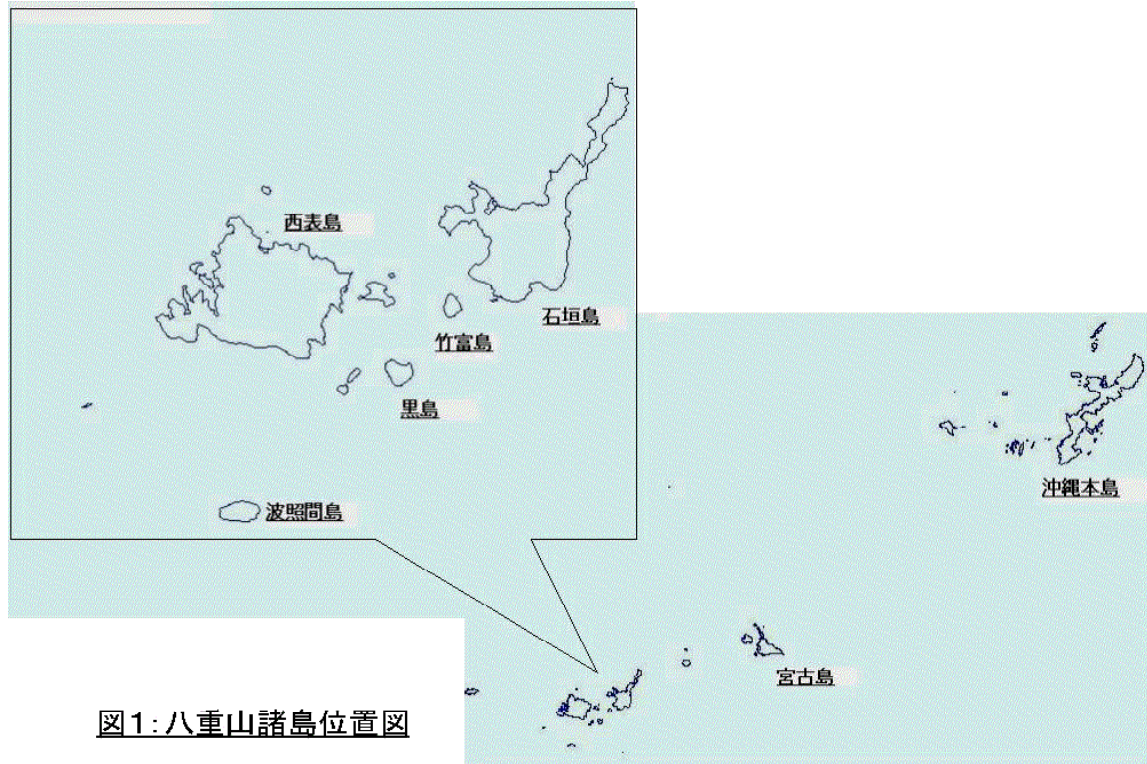


沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画

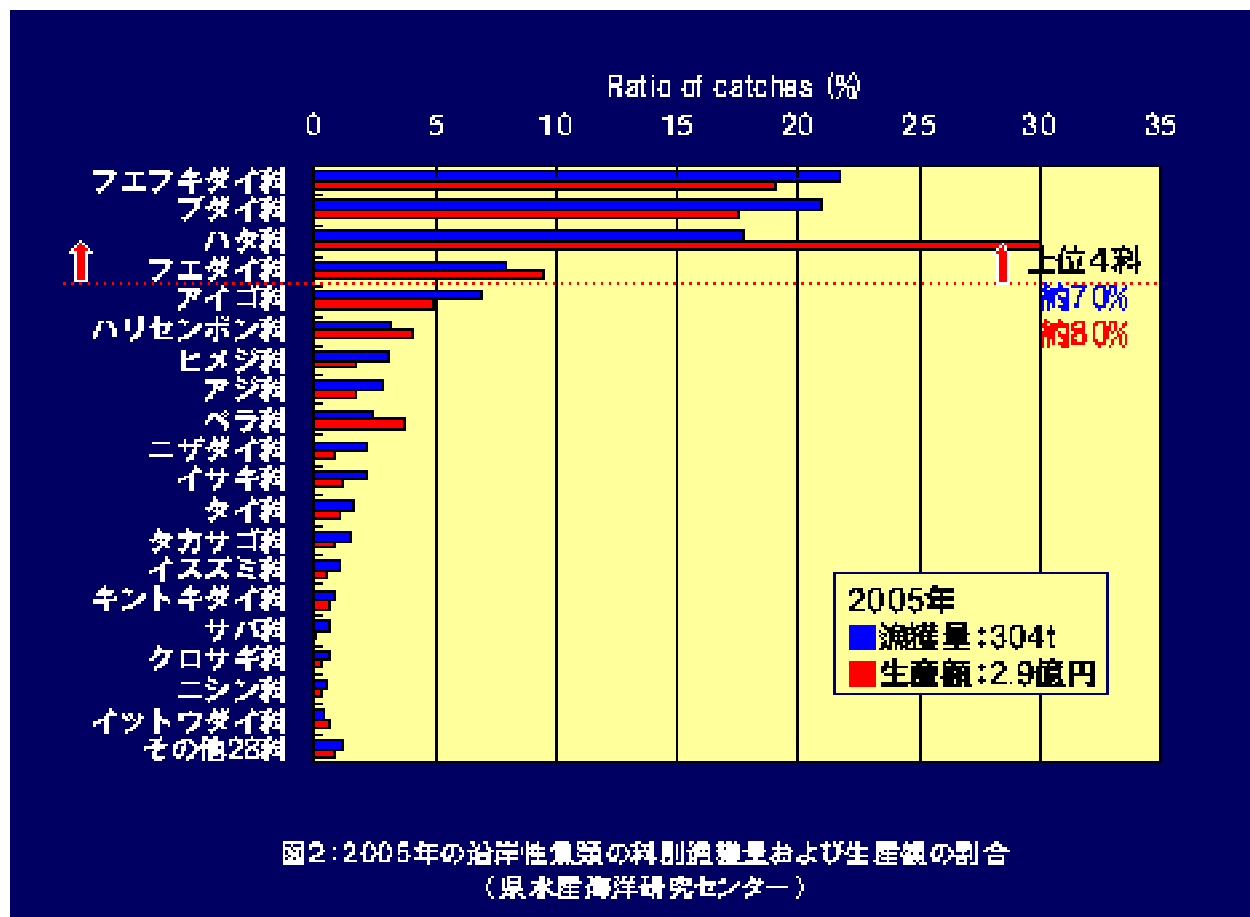
1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

八重山海域は、我が国最大規模のサンゴ礁である石西礁湖を有するなど海域環境に恵まれ、沖縄県でも特に漁業の盛んな地域である。



八重山海域は亜熱帯域に属し、沿岸性魚類は種数が多く、少なくとも47科200種以上の沿岸性魚類が漁獲されている。産業的に重要な魚種も多数含まれ、特にフエフキダイ科、ブダイ科、ハタ科、フエダイ科の上位4科で全沿岸性魚類漁獲量の70%を占めている。(図2)



本計画は、八重山海域における沿岸性魚類のうち、特に重要な漁獲対象種である7魚種（スジアラ、シロクラベラ、ナミハタ、イソフエフキ、ヒブダイ、ナンヨウブダイ、カンムリブダイ。以下、「対象7魚種」という。）を対象とするものである。

八重山海域の沿岸性魚類の漁獲量及び単位漁獲努力当たり漁獲量（以下、「CPUE」という。）は総じて減少傾向にあり、回復計画対象魚種についても同様である。

平成17年の県水産海洋研究センターによる資源評価によると、対象資源の状態も、低位で減少又は横ばいとなっている。

対象種毎の生態的特性は表1のとおりであるが、ナミハタ、カンムリブダイについては知見に乏しく不明な点が多いため、記述は控える。

（表1）：対象種の生態的特性

	イソフエフキ	スジアラ	ヒブダイ	シロクラベラ	ナンヨウブダイ
寿命	25歳前後	20歳前後	16歳前後	17歳前後	18歳前後
成熟開始年齢	2歳	2歳	2歳	2歳	3歳
産卵期	3月下旬～6月 (4、5月が中心)	5～7月	不明	2～5月	11月～8月
年齢・成長	1歳:約19cm	1歳:約23cm	1歳:約21cm	1歳:約17cm	1歳:約10cm

	2歳：約21cm 3歳：約23cm 4歳：約25cm 5歳：約26cm 7歳：約28cm 10歳：約30cm 15歳：約32cm 20歳：約32cm	2歳：約32cm 3歳：約38cm 4歳：約44cm 5歳：約48cm 7歳：約53cm 10歳：約57cm 15歳：約60cm 20歳：約61cm	2歳：約29cm 3歳：約35cm 4歳：約39cm 5歳：約42cm 7歳：約45cm 10歳：約46cm 15歳：約47cm	2歳：約29cm 3歳：約37cm 4歳：約44cm 5歳：約50cm 7歳：約57cm 10歳：約63cm 15歳：約67cm 17歳：約67cm	2歳：約19cm 3歳：約25cm 4歳：約30cm 5歳：約34cm 7歳：約39cm 10歳：約42cm 15歳：約44cm
資源水準	低位	低位	低位	低位	低位
動向	減少	やや減少	横ばい	横ばい	横ばい

(県水産海洋研究センター調べ)

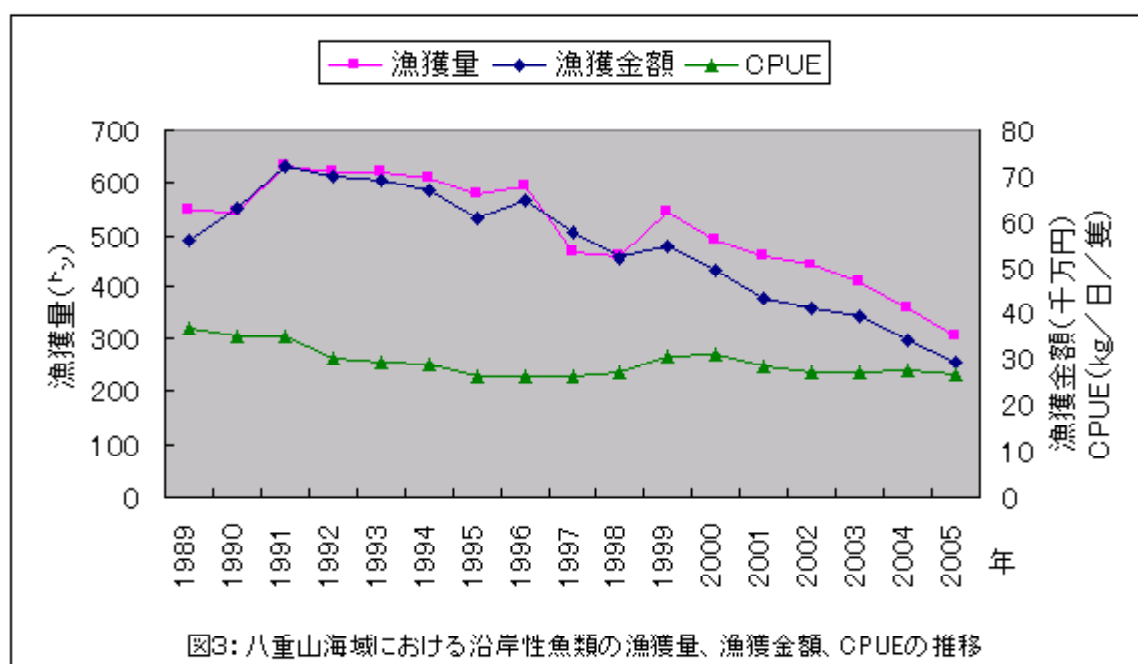
(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

八重山海域における沿岸性魚類の漁獲量は減少傾向にある。

八重山海域における沿岸性魚類全体の漁獲量は、1991年の約630トンを最高に減少を続け、2005年では半分以下の304トンまで減少している。特に1999年以後の減少が著しい。また、CPUEも1989年の37kg/日/隻から、2004年には27kg/日/隻と減少している。(図3)

対象7魚種についても漁獲量は総じて減少傾向である。(図4-1～4-7)

また、近年漁獲量が減少していることから小型魚を多く漁獲したり、産卵期に多く漁獲するなど、持続的な資源利用にとって好ましくない漁獲が行われている状況であるため、資源回復のための取組が急務となっている。



(県水産海洋研究センター調べ)

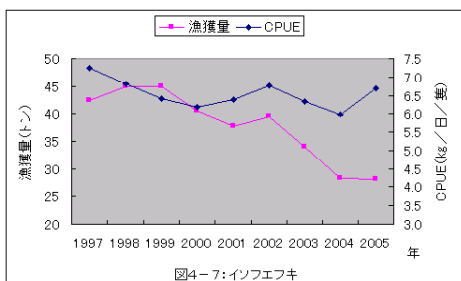
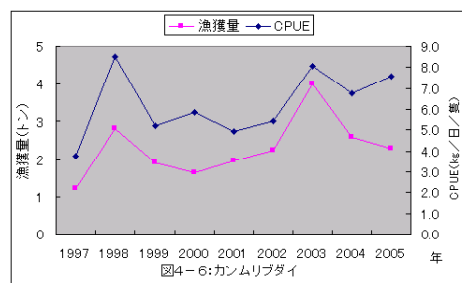
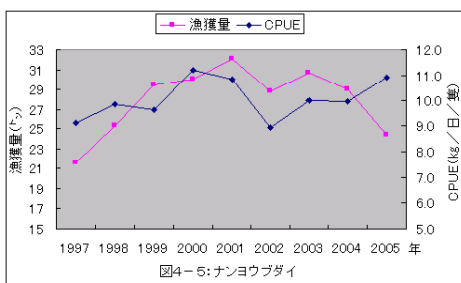
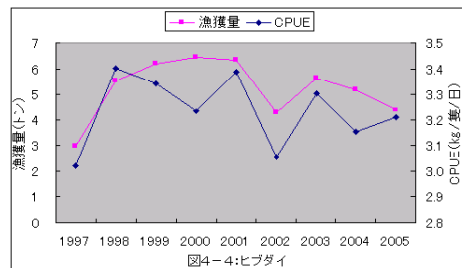
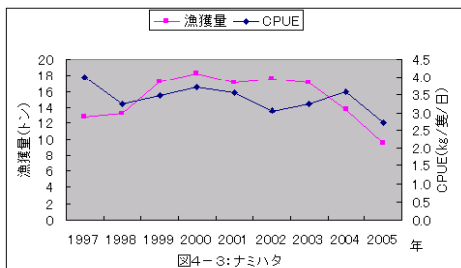
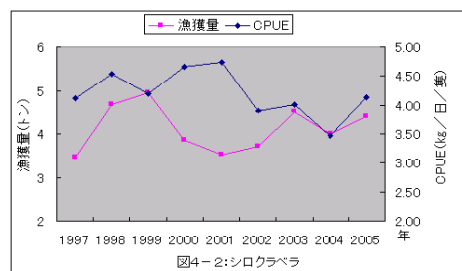
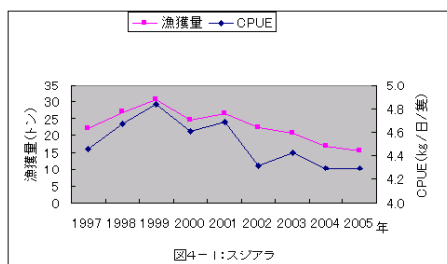


図4:八重山海域における対象7魚種の
漁獲量、CPUEの推移
(県水産海洋研究センター調べ)

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

八重山地域において対象7魚種を対象としている漁業は潜水器漁業、一本釣り、刺し網等である。

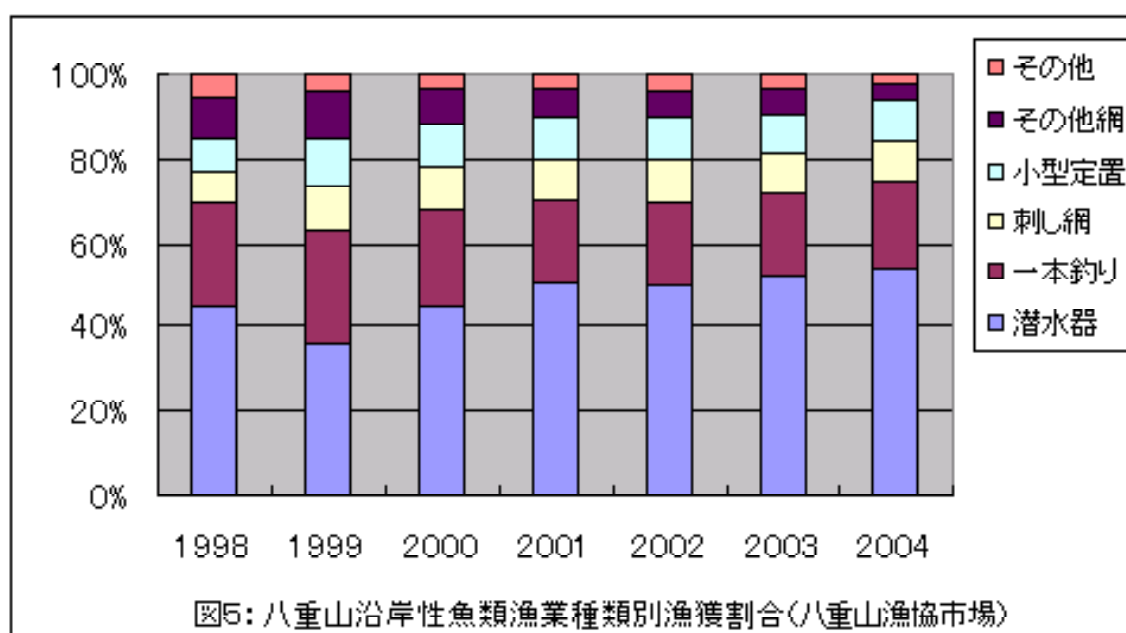
漁法別漁獲割合では、潜水器漁業と一本釣りで漁獲の約7割を占め、次いで刺し網、小型定置網による漁獲の割合が高い。(図5)

表 2：八重山地域における漁業許可等の現状

漁業種類	管理区分	許可等の件数 ^{注1}	経営体数 ^{注2}
潜水器漁業	知事許可	1 5 2	5 5
小型定置網漁業	知事許可	0	9
固定式さし網漁業	知事許可	0	—
刺網漁業	第2種共同漁業権	—	4 7
一本釣り漁業	自由漁業	—	1 4 7

注 1（沖縄県許可件数）

注 2（第34次沖縄農林水産統計年報）



（県水産海洋研究センター調べ）

② 漁獲量、漁獲金額の推移

2005年の八重山地域における沿岸性魚類の漁獲量の推移を見ると、1999年以降急激に減少し、2005年には304トンと、ピーク時（1991年）の5割以下に減少している。また、漁獲金額についても同様の傾向を示し、29千万円（2005年）と、ピーク時（1991年）の約4割まで減少している。（図3）

対象7魚種の漁獲量、生産額の推移は以下のグラフに示すとおり減少傾向を示

すものが多い。(図 6-1～図 6-7)

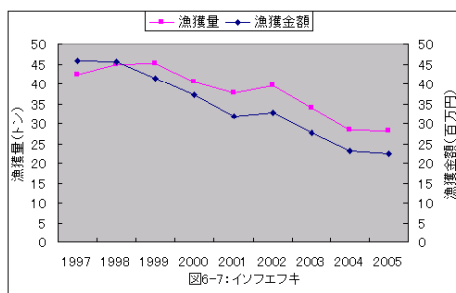
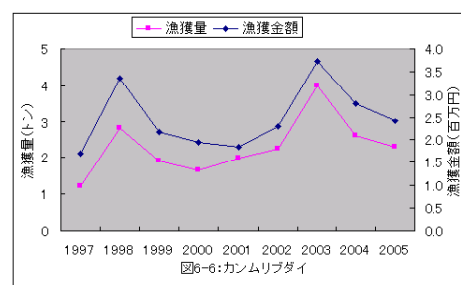
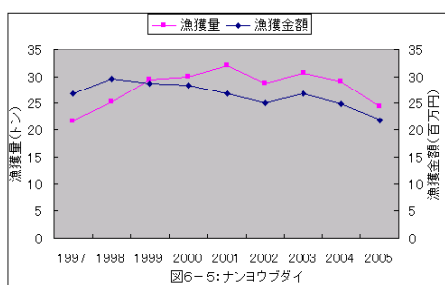
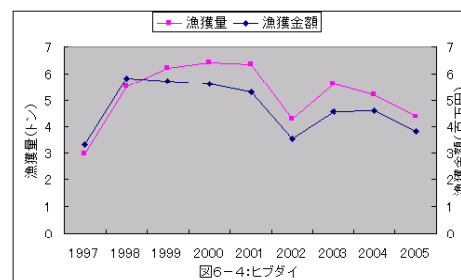
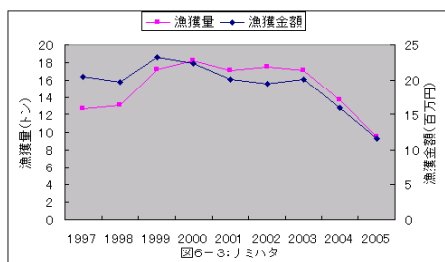
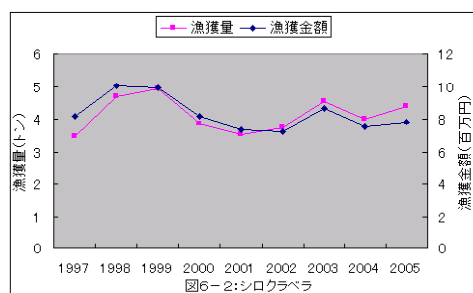
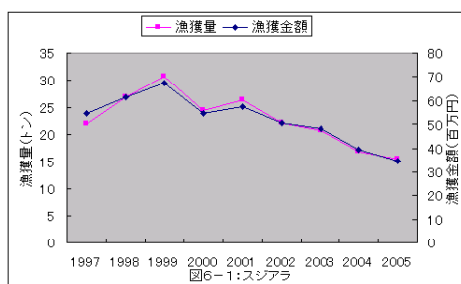


図 6 : 八重山海域における対象 7 魚種の
漁獲量、漁獲金額の推移
(県水産海洋研究センター調べ)

③ 漁業形態及び経営の現状

八重山地域における沿岸漁業は、潜水器漁業（21.3 %）、一本釣り漁業（57.0 %）、刺し網漁業（18.2 %）、小型定置網漁業（3.5 %）等により営まれ、専業で営む者もいるが、大半は複数の漁業種類や養殖業との兼業により生計を立てているのが現状である。

④ 消費と流通の現状

八重山海域で漁獲された沿岸性魚類は、地元で消費されるほか、沖縄本島の市場（県漁連等）へ出荷されている。

県水産海洋研究センターの調査によれば、魚種毎に6割から8割程度が沖縄本島に出荷されている。

（２）資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

a. 八重山漁協の自主規制

- ・セリにおける水揚げ制限：全魚種（一部小型魚種を除く）に対し全長20cm未満魚は取り扱わない。

b. 八重山漁協電灯潜り研究会の自主規制

- ・小型魚の採捕禁止及びセリ上場サイズの規制
 - ・全長20cm以上のみ漁獲：クチナギ、ミーバイ
 - ・全長25cm以上のみ漁獲：ベラ、カタカシ
 - ・全長30cm以上のみ漁獲：チヌマン
 - ・上記規制に反する個体は、セリでの取り扱いを規制する。

② 遊漁の現状

八重山沿岸海域における遊漁は、グルクン釣りが主であるが、ハタ類やフエフキダイ類を対象とする釣りもある。

県水産海洋研究センターが平成9年に行ったイソフエフキについての遊漁による漁獲実態調査によると、遊漁による漁獲が8トン程度あるとの調査結果があるが、その他の魚種については調査がされたことはなく、遊漁が資源に及ぼす影響は不明である。

③ 資源の積極的培養措置

水産総合研究センター八重山栽培漁業センターにおいて、平成16年12,000尾、平成18年26,200尾のシロクラベラの稚魚を放流している。

県水産海洋研究センター石垣支所では放流後の放流効果調査等を行い連携を図っている。

④ 漁場環境の保全措置

サメによる食害が多いことから、八重山漁協の漁業種類毎の研究会でサメ駆除を実施している。

3 回復計画の目標

本計画の実施期間は、平成19年度から23年度までの5年間とする。

本計画は7魚種を対象とするが、対象資源を適切な水準に維持・回復させるには厳しい規制と現状の漁獲努力量を大幅に低下させる必要があるものの、漁家経営への影響を踏まえれば、資源回復措置を段階的に取り組む必要がある。このことから、対象7魚種の中でも特に重要種であるスジアラ、シロクラベラについては、4の(1)の措置により、2005年の漁獲量に対しスジアラ18%、シロクラベラ10%の漁獲量増加を目標とする。また、減少傾向が顕著なイソフエフキについては、資源の減少を食い止めた上で安定した回復基調に乗せることを目標とする。

その他の魚種については、現行の自主的な水揚げ規制等による漁獲動向を監視するとともに、適切な管理策を検討するものとする。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

(1) 漁獲努力量の削減措置

①体長制限

- ・スジアラの尾叉長35cm未満魚は漁獲禁止とする。
- ・シロクラベラの尾叉長30cm未満魚は漁獲禁止とする。

なお、その他の対象魚種については現在実施している取組(20cm未満魚の漁獲禁止)を継続するとともに、今後とも規制サイズの引き上げ及び対象魚種の拡大等を検討していくものとする。

②保護区の設定

- ・イソフエフキ等対象7魚種の産卵親魚を保護するための保護区を設定し、主な産卵期である4～6月のうち、一定期間の保護区内での全面禁漁を検討する。

③水揚げ制限の遵守

- ・①の体長制限措置に反する個体の水揚げを禁止する。

(2) 資源の積極的培養措置

水産総合研究センター八重山栽培漁業センターがシロクラベラの種苗放流を実施する場合は、県水産海洋研究センター石垣支所も連携して放流効果調査等に取り組むこととする。

(3) 漁場環境の保全措置

引き続き、サメ駆除に積極的に取り組むこととする。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本計画に基づく漁獲努力量削減措置の実効性を高めるため、漁業者への意識の徹底を図るとともに、漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく漁業調整委員会指示等の公的担保措置や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)に基づく措置(TAEの設定)については、必要に応じて検討を行うこととする。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

4の(1)の措置を進めるにあたり、漁業者への指導を行うとともに、必要な措置を検討する。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

4の(2)の措置の実施にあたり必要な支援を行う。

(3) 漁場環境の保全措置に伴う支援措置

4の(3)の措置の実施にあたり必要な支援を行う。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握して、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

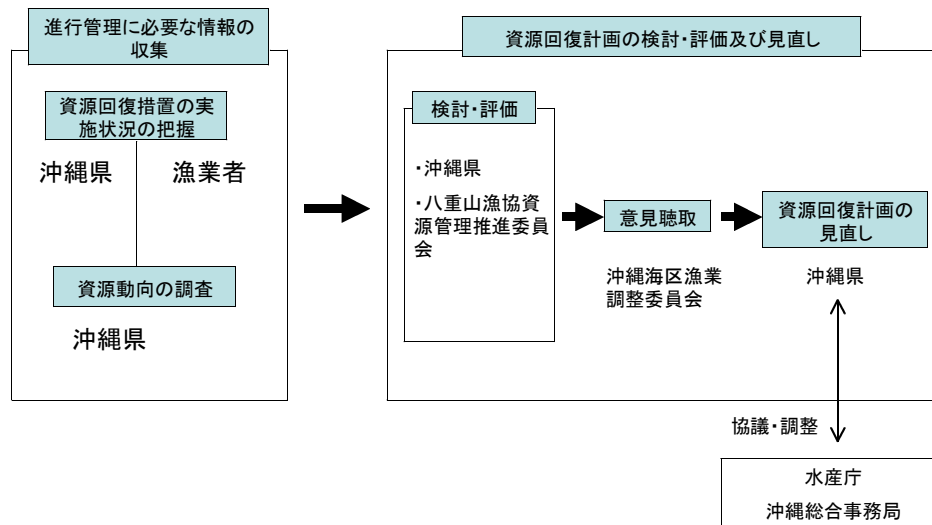
(2) 資源動向の調査

県は、対象資源について調査・評価を行い、資源の状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

県は、毎年の資源調査及び評価、漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえ、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じ計画内容の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8 その他

資源回復計画は、水産資源の回復を図ることにより将来的に県民等に対する水産物の安定供給を実現させていくための施策であるが、一時的には漁業所得の減少は否めない。そのため、資源の積極的な回復措置の実現に際し、魚価向上活動にも積極的に取り組むこととする。

また、資源回復のためには、漁業者による漁獲努力量削減の取り組みに対しての県民及び観光客等の遊漁者の理解を得ながら進めていく必要がある。そのため、本計画について、広く情報提供を行うこととする。